

○国土交通省告示第千四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十二月十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道北関東自動車道新設工事（太田インターチェンジ（仮称）（インターチェンジ部分を除く。）から岩舟ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 群馬県太田市東今泉町及び只上町地内

栃木県足利市鹿島町字向川原及び字島、山下町字向山、字山王、字野田及び字大平、五十部町字町田、字高田、字内郷、字反田及び字中堀、大岩町字中の内、字大釜、字西小屋、字西根及び字宮の入、月谷町字和田、字辻、字五十部、字角欠及び字下ノ宮、田島町字峰谷戸、字大深山、字和田及び字持舟、菅田町字西根、字中通、字神畑及び字叶崎並びに権崎町字渡戸、字入谷、字入西、字入東及び字赤坂地内

栃木県佐野市寺久保町字仲井、字大平、字塩坂、字中道、字雉子尾、字野而場、字岡ノ入、字川原田、字仲ノ目及び字八木田並びに出流原町字上ノ山、字後山及び字渥戸地内

2 使用の部分 栃木県足利市五十部町字反田及び字中堀、大岩町字中の内及び字大釜、月谷町字角欠、字和田及び字下ノ宮、田島町字峰谷戸及び字大深山並びに権崎町字入東地内

栃木県佐野市寺久保町字塩坂地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県太田市東今泉町地内から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺地内までの延長約23.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北関東自動車道新設工事（太田インターチェンジ（仮称）（インターチェンジ部分を除く。）から岩舟ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、高速自動車国道北関東自動車道新設工事（太田インターチェンジ（仮称）（インターチェンジ部分を除く。）から岩舟ジャンクション（仮称）まで）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事の施工により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は法第3条第2号に掲げる公共の利害に係るある河川に関する事業に該当し、農業用水路付替工事は法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、平成18年3月31日付けで東日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付で国土交通大臣の許可を受けていることから、起業者である東日本高速道路株式会社は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北関東自動車道（以下「北関東自動車道」という。）は、群馬県高崎市から栃木県下都賀郡岩舟町、茨城県西茨城郡友部町、水戸市等を経由し、ひたちなか市に至る北関東地域を横断する延長約160kmの路線である。

北関東自動車道の通過する地域は、輸送機械工業を中心とした工業が盛んであり、工業団地や中核国際港湾である常陸那珂港等の物流拠点の整備が行われていることから、これらの整備にあわせて物流がより活発化することが予想され、自動車交通の高速化及び定時性の確保が求められているところである。

また、当該地域は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく構造改革特別区域として、平成15年11月に広域連携物流特区に認定されているところ、当該認定において、北関東自動車道は、北関東3県の主要都市と常陸

那珂港を連結することにより、東京圏に集中している物流体系を再編し、東京圏から自立した地方都市圏を形成するための大動脈として、さらに、「全国総合開発計画」（平成10年閣議決定）、「第5次首都圏基本計画」（平成11年4月総理府告示）においては、北関東地域における地域相互間の連携を強化するとともに、東京圏に依存しない新たな物流体系の構築等を図る路線として位置付けられている。

一方、本件区間に並行する一般国道50号の区間（以下「並行区間」という。）は、交通量が多いことから、交通渋滞が慢性的に発生しており定時性の確保が困難な状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、並行区間の交通量は栃木県足利市瑞穂野町鹿島地内で54,687台／日、混雑度は1.43となっている。

本件事業の完成により、本件区間周辺に存在する自動車工場、太田国際貨物ターミナルや足利インタービジネスパーク等の工業団地と物流拠点とが高速自動車国道で結ばれ流通機能の改善が図られることから、当該地域の産業や経済の発展に寄与し、また、並行区間における交通渋滞の緩和も期待される。

さらに、北関東自動車道の全線が開通すれば、北関東3県の主要都市と常陸那珂港が連結され、東京圏に集中している物流体系が再編されるとともに、東京圏から放射状に伸びる高速自動車国道関越自動車道、高速自動車国道東北縦貫自動車道及び高速自動車国道常磐自動車道と有機的に連絡し、北関東地域の広域ネットワークの強化が期待される。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、群馬県及び栃木県が平成2年に環境影響評価を実施し、騒音について一部環境基準を超えると予測されたが、遮音壁を設置することにより、当該基準を満たすものと評価されている。起業者は、その結果を踏まえ、遮音壁の設置及び低騒音舗装を施工することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカの生息が確認されているが、生息地域はトンネルによって通過するため生息に与える影響は軽微であると認められる。また、本件事業は、足利県立自然公園及び唐沢山県立自然公園区域を通過するが、その大部分はトンネルで通過しており、起業者は、切土区間においては法面の緑化等を行うことにより樹木の改変を極力緩和し、当該地域の景観に与える影響を極力及ぼさないよう配慮することとしている。

なお、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知

の埋蔵文化財包蔵地が26箇所存在するが、起業者は群馬県教育委員会及び栃木県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、北関東地域の広域ネットワークの強化並びに自動車交通の高速化及び定時性の確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、群馬県内は平成2年12月25日に決定され、平成16年7月23日に変更決定された都市計画と整合している。栃木県内は平成3年2月8日に都市計画決定されているが、自動車交通の安全を確保するためのランプの線形変更、住宅地や自然公園への影響を抑えるための若干の本線シフトを行っている等、都市計画と多少の差異はあるが、ルートや構造等については都市計画の趣旨を十分踏まえて計画されている。

さらに、本体工事の施工に伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、北関東自動車道の通過する地域においては、自動車交通の高速化及び定時性を確保するため、高速交通ネットワークの整備が必要とされている。

また、北関東自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県太田市役所、栃木県足利市役所及び佐野市役所